

議会基本条例に規定すべき項目案

正副座長案

①議会の権限

- ・議会の役割と責務について
- ・議会の活動原則について
- ・議員の役割と責務について
- ・議員の活動原則について
- ・会派について
- ・議決事件の追加について

②政策審議

- ・市長その他執行機関との関係について
- ・重要施策、予算等の審議に必要な具体的情報の提供について
- ・報告及び資料の要求について
- ・議員による政策の検討について
- ・文書質問について

③議会運営

- ・議長・副議長について
- ・会期について
- ・委員長・副委員長について
- ・委員会活動について

④補佐機関

- ・調査機関・専門的知見の活用について
- ・議会事務局の機能拡充について
- ・議会図書室の充実について

⑤広報・広聴

- ・議会の広報・広聴の充実について

⑥研修

- ・議員研修の充実について

⑦市民参加

- ・ 参考人・公聴会について
- ・ 陳情、請願の位置付けについて（市民による政策提案等）
- ・ 陳情者、請願者の説明機会について
- ・ 市民との意見交換の場について（議会報告会等）

⑧情報公開

- ・ 会議の原則公開について
- ・ 個別議員の賛否公開について（無記名投票表決の扱いを含む）

⑨質疑質問

- ・ 議員間討議について
- ・ 一問一答について
- ・ 反問権について

⑩議員の政治倫理、議員定数、議員報酬、政務調査費

- ・ 政治倫理について
- ・ 議員定数について
- ・ 議員報酬について
- ・ 政務調査費について

⑪評価・見直し等

- ・ 議会改革推進組織について
- ・ 議会基本条例の評価・見直しについて
- ・ 他条例との関係（位置付け）について